

任意継続組合員貯金申込書

(新規加入 ・ 継続加入) 令和 年 月 日

奈良県市町村職員共済組合理事長 殿

私は、奈良県市町村職員共済組合貯金規則に基づいて、下記のとおり新規加入又は継続加入を申し込みます。

| | | | | | | | |
|---|--------|--------|--|----|--|--|--|
| 所 属 所 名 (元 所 属 所 名) | | | | | | | |
| 所 属 所 番 号 証 番 号 (任意継続組合員証記号番号) | | | | — | | | |
| フリガナ | | | | | | | |
| 氏 名 | | 印 | | | | | |
| 住 所 | | 〒 | | | | | |
| TEL () | | — | | | | | |
| 貯金開始月 | 令和 年 月 | | | | | | |
| 所得税法第10条第1項の規定の適用を受けたいので、「非課税貯蓄申告書」及び確認書類の写しを添付します。 | | 非課税限度額 | | | | | |
| | | | | 万円 | | | |

←別紙2の印鑑と同一の印を押印してください。

← 継続加入申込みについては、記入不要です。

※ 任意継続組合員の資格を喪失する場合は、ただちに貯金を解約してください。

所属所長

印

※ 任意継続組合員の資格取得後の新規加入申込みについては、元所属所長の証明は不要です。

別紙2

任意継続組合員貯金印鑑届

奈良県市町村職員共済組合理事長 殿

私は「任意継続組合員貯金申込書」により新規加入又は継続加入を申し込むとともに、貯金規則に基づき右記印鑑を払戻請求時に使用する届出印としてお届けします。

令和 年 月 日 受付

| | | | | | | | |
|--------------------------------|--|--|--|---|--|-----|--|
| 所 属 所 名 (元 所 属 所 名) | | | | | | | |
| 所 属 所 番 号 証 番 号 (任意継続組合員証記号番号) | | | | — | | | |
| フリガナ | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | 届出印 | |

任意継続組合員貯金申込書

(新規加入 ・ 継続加入) 令和 年 月 日

奈良県市町村職員共済組合理事長 殿

私は、奈良県市町村職員共済組合貯金規則に基づいて、下記のとおり新規加入又は継続加入を申し込みます。

| | | | | | | | |
|---|---------|---|--------|---|----|--|--|
| 所 属 所 名 (元 所 属 所 名) | | | | | | | |
| 所 属 所 番 号 証 番 号 (任意継続組合員証記号番号) | | | | — | | | |
| フリガナ | | | | | | | |
| 氏 名 | | ⑩ | | | | | |
| 住 所 | | 〒 | | | | | |
| TEL () | | — | | | | | |
| 貯 金 開 始 月 | 令 和 年 月 | | | | | | |
| 所得税法第9条の2に該当するため同法第10条第1項の規定の適用を受けたいので、「非課税貯蓄申告書」及び確認書類の写しを添付します。 | | | 非課税限度額 | | | | |
| | | | | | 万円 | | |

←別紙2の印鑑と同一の印を押印してください。

← 継続加入申込みについては、記入不要です。

※ 任意継続組合員の資格を喪失する場合は、ただちに貯金を解約してください。

別紙2

任意継続組合員貯金印鑑届

奈良県市町村職員共済組合理事長 殿

私は「任意継続組合員貯金申込書」により新規加入又は継続加入を申し込みとともに、貯金規則に基づき右記印鑑を払戻請求時に使用する届出印としてお届けします。

令和 年 月 日 受付

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|---|--|-----|--|
| 所 属 所 名 (元 所 属 所 名) | | | | | | | |
| 所 属 所 番 号 証 番 号 (任意継続組合員証記号番号) | | | | — | | | |
| フリガナ | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | 届出印 | |

～組合員貯金に加入される任意継続組合員の皆様へ～

組合員貯金加入を希望される方は、貯金制度及び組合員貯金のしくみについてご理解いただいたうえ、「任意継続組合員貯金申込書」に必要事項を記入し、登録する印鑑を押印して、新規加入の場合は直接共済組合に、継続加入の場合は所属所の共済事務担当課に提出してください。

また、非課税貯蓄の要件に該当される方で、その適用を受けようとされる方は、「非課税貯蓄申告書」と適用の確認ができる書類を加入申し込みと同時に提出してください。

- 共済組合は、地方公務員等共済組合法により設立された組合であり、金融機関ではありませんので、お預かりする組合員貯金は預金保険制度の対象外となります。つまり、貯金者1人につき元本1,000万円とその利息を保護する制度（預金保険制度）の適用がありません。
- 組合員貯金では、組合員の皆さまからお預かりしたお金を法令の定めに基づき、安全かつ効率的に運用することで運用益を得て、貯金加入者の皆さまに利息として還元しております。
- 組合員貯金が運用しています金融商品は、国債・地方債・社債等の投資有価証券のほか、定期・普通預金等にできる限り分散して運用を行っております。
- 組合員貯金で運用している金融商品は、満期日又は償還日に全額元金が償還されますが、この期日までに換金する場合や、債券の発行体または金融機関が破綻した場合には、その一部または全部が回収不能となることがあります。このような場合の対策として貯金経理では、欠損金補てん積立金を積み立てております。また、組合員貯金額を原資とした貸付等を行っておりません。なお、保全上懸念のある債券の保有は一切ございません。
- 組合員貯金の利率は、固定利率ではなく、市中金利や運用状況等を勘案して定める変動利率です。
- 組合員貯金の種類は積立貯金で、積立方法は、いつでも希望額を積み立てられる「臨時積立」になります。
- 組合員貯金の払い戻しは、期日までに「組合員貯金一部払戻請求書」により手続きをすれば、15日・末日に「給付金等振込口座指定届」で登録された任意継続組合員本人の預金口座に直接送金します。
- 組合員貯金の利息は、毎年9月と3月の末日に計算を行い同日付けで元金に組み入れます。
- 組合員貯金残高の通知は、「貯金現在残高通知書（決算）」により年2回（3月末日、9月末日における貯金残高）直接組合員貯金者にお知らせいたします。

その他、組合員貯金についてご不明な点につきましては、共済組合福祉課までお問い合わせ下さい。

《奈良県市町村職員共済組合の貯金事業の個人情報の利用目的について》

組合員貯金業務で取り扱う主な個人情報の利用目的は、次のとおりです。

- * 当組合内部利用におけるもの
 - ・貯金の受入、払出
 - ・残高管理及び貯金台帳等各種帳票の作成
- * 他の個人情報取扱業者等への情報提供を伴うもの
 - ・貯金の受入、払出等に伴う所属所及び給与等支給機関への情報提供
 - ・非課税制度のために必要な情報の税務署への提供
 - ・貯金の払出、送金のために必要な情報の送金委託金融機関への提供
 - ・貯金事業に必要な情報の所属所への提供